

太田市重層的支援体制整備事業

実施計画書 概要版

令和4年3月

太 田 市

目 次

第 1 章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の期間	1
5	公表の方法	2

第 2 章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	2
2	計画の基本方針	2

第 3 章 事業の実施

1	包括的相談支援事業	2
2	参加支援事業	2
3	地域づくり事業	3
4	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	3
5	多機関協働事業	4

第 4 章 計画の進行管理

1	事業実施結果の評価・検証	4
---	--------------	---

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

現在、福祉の現場では、一つの世帯に複数の課題が存在している状態、たとえば、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や、介護と育児のダブルケア、世帯全体が孤立している状態など、従来の支援体制では対応しきれないケースが多く発生しています。

このような地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、国は社会福祉法の改正に伴い令和3年4月に重層的支援体制整備事業を創設しました。

本市においても、令和3年度を移行準備期間とし、令和4年4月から本事業を実施します。

2 計画策定の趣旨

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現という理念に基づいて、ひきこもりや8050問題等の複合・複雑化した課題に対して、介護・障がい・子ども・困窮の各分野における支援事業を一体的・重層的に実施することによって、新たな包括的支援体制を整備し、相談者に寄り添った伴走支援を行う国の制度です。

具体的には、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業を一体的に実施することにより、本事業の推進を図ります。

また、本事業は、市町村が判断する任意事業となっており、これまでの地域福祉の取組や、「第3次太田市地域福祉計画」の基本理念「ささえ愛 みんなで育む福祉のまちづくり おおた ～ともに支え合い、自立を実現できる福祉を目指して～」を実行していく上でも必要な取組であると認識しています。

また、併せて社会福祉法では、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしております（法第百六条の五）。

これらの事を踏まえ、本事業を推進していくため実施計画を策定するものです。

3 計画の位置づけ

実施計画については、まず第1に「第2次太田市総合計画」を最上位計画とし、次に「第3次太田市地域福祉計画」及び「第3次太田市地域福祉活動計画」を上位計画とし、併せて各分野の関連計画の内容と整合を図っています。

4 計画の期間

実施計画の計画期間は概ね5年とし、毎年評価を行いながら計画の見直しを図っていくこととします。ただし、「太田市地域福祉計画」との実施期間を調整するため、初回のみ6年間（令和4年度）～（令和9年度）とします。

なお、各分野の関連計画として、介護・障がいは3年毎、子どもは5年毎に策定されることから、直近の見直し時期に合わせて本計画の内容と適宜整合を図っていくこととします。

5 公表の方法

公表の方法は太田市ホームページへの掲載などにより、支援関係者等が随時アクセス可能な状態を保持します。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の基本方針

重層的支援体制整備事業を実施し、包括的な支援体制を整備することにより地域共生社会の実現を目指します。

※ 地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと

第3章 事業の実施

本計画において、次の5つの事業を実施します。

1 包括的相談支援事業

(1) 事業目標

- ① 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めます。
- ② 支援機関のネットワークで対応します。
- ③ 複合・複雑化した問題については多機関協働事業につながります。

(2) 事業内容

- ・ 相談支援体制（基本型事業・拠点）

相談支援体制は、既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する基本型事業・拠点を採用し、各相談窓口の機能を生かした分散型チームアプローチ（連携体制）を構築します。

2 参加支援事業

(1) 事業目標

- ① 社会とのつながりを作るための支援を行います。

- ② 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくります。
- ③ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行います。

(2) 事業内容

主な事業は次のとおりです。

① 就労準備支援事業

経済的な困窮状態にないひきこもり者に対して就労支援（就労準備支援）を行います。

② 高齢者ふれあい推進事業（お茶の間カフェ）

高齢者の誰もが過ごせる居場所として、各地区に設置し、カフェやイベントを開催しています。

③ 各支援団体等との連携による支援

各支援機関等と連携を図りながら就労支援（就労準備支援）を行います。

3 地域づくり事業

(1) 事業目標

- ① 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します。
- ② 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートします。
- ③ 地域のプラットフォーム（交流拠点）を整備することにより、地域における活動の活性化を図ります。

(2) 事業内容

- ・ 地域づくり支援体制（基本型）

介護、障がい、子ども、困窮の各法等に基づく地域づくり事業について、各事業の機能を生かしながら、必要がある場合には連携する基本型を採用して取り組みます。

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) 事業目標

- ① 支援が届いていない人に支援を届けます。
- ② 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つけます。
- ③ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置きます。

(2) 事業内容

- ① 民生児童委員協議会や各支援団体等の会議に出席し潜在的なニーズを把握します。
- ② 複数の分野にまたがる複合・複雑化した課題を抱えている人々に対し、丁寧に情報収集し実施の可否を決定します。

5 多機関協働事業

(1) 事業目標

- ① 市全体で包括的な相談支援体制を構築します。
- ② 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たします。
- ③ 支援関係機関の一体的な連携を図ります。

(2) 事業内容

- ① 包括的相談支援事業から引き継がれた複合・複雑化した事例等に対して、本人同意を得た上でアセスメントを実施しプランを作成します。
- ② プラン内容の適切性やプラン終結時等の評価を行うため「重層的支援会議」を開催します。
- ③ 潜在的な課題を抱える人に関する情報を把握し、支援関係機関等において共有する必要が生じた際に「重層的個別支援会議」を開催します。
- ④ 事務局は社会支援課に置くこととします。

第4章 計画の進行管理

1 事業実施結果の評価・検証

本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関が連携の下で実施するものであるという趣旨を鑑み、関係機関が円滑かつ効果的に事業を実施していくための手段として、①関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定②計画に基づいた事業実施③事業実施結果の評価・検証④実施結果等を踏まえた計画見直しについて、PDCAサイクルにより、事業を実施していきます。